

議案第 107 号

多可町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町火入れに関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町火入れに関する条例（平成17年多可町条例第166号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

## 多可町火入れに関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(火入れの中止)</p> <p><b>第14条</b> 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は<u>火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p><b>第14条</b> 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され</u>、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され</u>、若しくは火災警報が発令された<u>場合には</u>、速やかに消火しなければならない。</p>